

壮警町告示第59号

平成30年壮警町議会第5回臨時会を、次のとおり招集する。

平成30年8月28日

壮警町長 佐藤 秀敏

記

1 期 日 平成30年9月3日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

1 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて
- (2) 専決処分の承認を求めることについて
- (3) 工事請負契約について
- (4) 議会の委任による専決処分の報告について

○応招議員（8名）

1番 佐藤 恣 君

3番 毛利 爾 君

5番 真鍋 盛男 君

8番 長内 伸一 君

2番 菊地 敏法 君

4番 森 太郎 君

6番 加藤 正志 君

9番 松本 勉 君

○不応招議員（0名）

平成30年壮瞥町議会第5回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成30年9月3日（月曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第41号ないし議案第43号並びに報告第4号について

○出席議員（8名）

1番	佐藤	恣	君	2番	菊地	敏	法	君
3番	毛利	爾	君	4番	森	太	郎	君
5番	真鍋	盛	男	君	6番	加藤	正	志
8番	長内	伸	一	君	9番	松本		勉

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤	秀	敏	君
副町	長	杉村	治	男	君
教育	長	田鍋	敏	也	君
会計	管理者				
		小松	正	明	君
税務	会計課長				
総務	課長（兼）	作田	宏	明	君
総務	課参事	上名	正	樹	君
住民	福祉課長	庵		匡	君
住民	福祉課参事	阿部	正	一	君
経済	建設課長	工藤	正	彦	君
経済	建設課				
		齊藤	英	俊	君
参事	（兼）				
生涯	学習課長	齋藤	誠	士	君
選管	書記長（兼）	作田	宏	明	君
農委	事務局長（兼）	齊藤	英	俊	君
監委	事務局長（兼）	小林	一	也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局	長（兼）	小林	一	也	君
-----	------	----	---	---	---

◎開会の宣告

○議長（松本 勉君） ただいまから平成 30 年壮瞥町議会第 5 回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において

1 番 佐藤 恣君 2 番 菊地敏法君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（松本 勉君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決しました。

◎議案第 41 号ないし議案第 43 号並びに報告第 4 号

○議長（松本 勉君） 日程第 3、議案第 41 号ないし議案第 43 号並びに報告第 4 号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（杉村治男君） 本日の臨時会に提出いたします議件は、議案第 41 号から議案第 43 号の 3 件、報告第 4 号の 1 件、合計 4 件であります。

その内容について、ご説明申し上げます。

議案第 41 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 30 年度壮警町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 39 億 2,816 万 1,000 円に歳入歳出それぞれ 480 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39 億 3,296 万 1,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 30 年 8 月 27 日となります。

事項別明細書、歳出から説明をします。6 ページになります。土木費、水道費で 480 万円の追加となります。簡易水道事業特別会計への繰入金となります。こちらは、滝 4 地区の国道 453 号沿いの用水路ボックスカルバート下部で発生した水道管漏水事故に緊急対応するための修繕経費の計上となります。水道管理設深が深く漏水箇所まで掘削施工が困難なため、ボックス上部へ防護管敷設による復旧としております。

歳入では、地方交付税で 480 万円の追加となります。

議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 30 年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 2 億 2,360 万円に歳入歳出それぞれ 480 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2,840 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 30 年 8 月 27 日となります。

こちら事項別明細書歳出から説明をします。総務費、総務管理費、維持費で 480 万円の追加となります。内容につきましては、一般会計の中で説明したと同様ですが、滝 4 地区国道 453 号沿いの用水路ボックスカルバート下部で発生した水道管漏水事故に緊急対応するための修繕経費の計上となります。こちら水道管理設深が深く漏水箇所まで掘削施工が困難なため、ボックス上部へ防護管敷設による復旧としております。

歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 480 万円の追加となります。

議案第 43 号 工事請負契約について。

平成 30 年 8 月 28 日指名競争入札に付した、立香地区頭首工災害復旧工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求める。

契約の目的 立香地区頭首工災害復旧工事。

契約の方法 指名競争入札。

契約金額 1 億 2,204 万円。

契約の相手方 道栄・壮建特定建設工事共同企業体。

代表者 有珠郡壮警町字滝之町 283 番地、道栄建設株式会社代表取締役小田由三。

構成員 有珠郡壮警町字滝之町 423 番地の 26、壮建興業株式会社代表取締役高橋美智彦。

この工事につきましては、平成 29 年 9 月の台風 18 号により被災した立香地区頭首工について、国の災害査定を受けたことによる災害復旧工事となり、工期は平成 31 年 3 月 8 日としております。

なお、大型の復旧工事となるため、工事進捗状況によっては設計変更等が発生することが予想されますことをあらかじめお知らせさせていただきます。

指名競争入札に付した業者は全部で 5 社となりますが、1 社が町内特定 J V 業者、4 社が町外業者で、うち 1 社が辞退となっております。

報告第 4 号 議会の委任による専決処分の報告について。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

専決処分書。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定並びにこれに係る和解について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の相手方 札幌市豊平区平岸 4 条 8 丁目 9 番 5—2、親権者、鉢呂幸嗣。

損害賠償の額 4 万 610 円。

和解の概要 平成 30 年 7 月 28 日、出張中の職員が公用車を運転中、札幌市南区川沿 2 条 1 丁目交差点を右折する際に安全確認が不十分であったため、横断歩道上の高校生の自転車と接触し転倒させ、自転車と学生ズボンに損害を与えた。この事故に関する損害賠償金を 4 万 610 円とし、このほかに一切の債権債務関係がないことで相手方と和解する。

専決処分は、平成 30 年 8 月 17 日となります。

以上が今臨時会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第 3 のうち、議案第 41 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたし

ます。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 41 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号 専決処分承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 42 号 専決処分承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 42 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 42 号 専決処分承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 43 号 工事請負契約についてを議題といたします。

質疑を受けます。

4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） かなり大がかりな工事ということでございますけれども、落札率は幾らになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

落札率につきましては、97.6%でございます。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 43 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号 工事請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第 3 のうち、報告第 4 号 議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） この保障に関する賠償積算のその内容と、それと賠償額に要する費用、財源はどのような形をとられておるか内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

保障額の内訳でございますけれども、まず自転車の分で 3 万 218 円とそれに伴う保険と自転車について壊れた鍵の金額が 4,200 円と学生ズボンが 6,192 円の合計で 4 万 610 円でございます。それから、財源につきましては町加入の保険で対応してございまして、その金額につきましては 2 万 1,316 円でございます。自転車等減価償却分などが引かれていた額が保険の対象ということになってございます。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 保険では約半額というか、2 万円弱対象になるということでしたら、残りは町の財源で対応するという理解でよろしいのか。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

今回の事故が高校生と通学中の事故であって、高校生の子の精神的な負担ですとか、その後の数日間ですが、通学の手段等の迷惑等もありまして、その自転車と学生ズボン、これ自転車を購入したときの金額ですとか、現在のそのズボンを改めて買うときの金額になるのですが、その費用全額を町の負担として支出することとして決めておりまして、ですので差額分については町の負担としたいと思っております。

○議長（松本 勉君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で、報告第 4 号の報告を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長(松本 勉君) これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
よって、平成30年壮瞥町議会第5回臨時会を閉会いたします。
(午前10時17分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員